

令和2年度神石高原町職員採用試験（第3期）

管理栄養士，一般事務（障害者枠）

受 験 案 内

令和2年9月15日

神 石 高 原 町

私達は、「人と自然が輝く高原のまち」神石高原町のまちづくりに職員として貢献したいと思う意欲溢れる方の挑戦を待っています。

試 験 日：令和2年11月1日（日）

申込受付期間：令和2年9月15日（火）～10月14日（水）

1 採用職種及び採用予定人数

- （1）管理栄養士 1人
- （2）一般事務（障害者枠） 1人

2 受験資格

（1）次に該当する者が受験できます。

①管理栄養士

昭和56年4月2日以降に生まれた者で、管理栄養士の資格を有する者又は令和3年3月31日までに取得する見込みの者

②一般事務（障害者枠）

昭和56年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、次のア～ウのいずれかの手帳等の交付を受けており、活字印刷文及び音声ガイドなど口述による試験に対応できる者。また、採用された場合、自力で通勤が可能な者。（身体障害者については、身体障害者障害程度等級表の障害等級が1級から6級までに掲げる身体障害のある者及び7級に掲げる障害が2以上重複している者）

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）が作成した診断書又は意見書（心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう若しくは直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については，指定医によるものに限る。）

- イ 都道府県知事，政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳若しくは知的障害者判定機関（児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，精神保健指定医又は地域障害者職業センターをいう。）が交付する判定書
- ウ 精神障害者保健福祉手帳

（２）次のア～ウのいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁固以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- イ 神石高原町の機関から懲戒免職の処分を受け，その日から２年を経過しない者。
- ウ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者。

（３）日本国籍を有しない外国籍の人も受験できます。

ただし，公務員の基本原則により，公権力を行使する業務に従事する職又は公の意思の形成への参画に携わる職につくことはできません。

３ 申込及び問合せ期間

令和２年９月１５日（火）～令和２年１０月１４日（水）

- （１）郵送申込みの場合は，令和２年１０月１４日までの消印があるものに限り受付けます。
- （２）受付及びお問合せの時間は，午前８時３０分から午後５時１５分までです。（日曜日，土曜日及び休日を除く。）

４ 受験手続

（１）申込書の請求

- ア 申込書は，神石高原町役場総務課又は各支所町民課へ請求してください。
 - イ 郵送で請求する場合は，封筒の表に赤字で「採用試験第３期申込書請求」と記載し，１２０円切手を貼った「宛先，郵便番号を明記した返信用封筒（角型２号）」を同封してください。
- ※申込書の様式は町のホームページからもダウンロードできます。

（２）提出書類・申込先

次の書類を神石高原町役場総務課へ提出してください。（支所への提出は不可）

- ア 申込書・・・所要事項を記入し，署名・押印したもの。
- イ 履歴書・・・JIS規格。（３ヶ月以内に撮影した上半身の写真を貼付したもの。）
職歴は「パート」「社員」等，詳しく記入してください。

（３）受験票の交付

受験票は後日送付しますが，令和２年１０月２６日（月）までに到着しないときは神石高原町役場総務課（人事担当）に申し出てください。

５ 試験の期日・場所及び合格発表

- （１）試験日：令和２年１１月１日（日）午前９時００分から受付。
- （２）試験場所：神石高原町役場本庁２階（予定）
- （３）合格発表：令和２年１１月中旬（予定）に町役場掲示板及び町のホームページに合格者の受験番号を掲載する他，受験者に合否を通知します。

6 試験日程

予定時分	試験等	試験等の内容	形式
9:00～9:30	受 付	—	—
9:30～9:50	説 明	注意事項等の説明。	—
9:50～10:30	一般教養試験	人文・社会，自然に関する知識ならびに文章理解，数的能力，推理判断能力を診断するもの。	マークシート方式
10:30～10:40	休 憩	—	—
10:40～11:30	作文試験	与えられたテーマについて，主に文章表現力を判定するもの。	記述式
11:30～11:40	休 憩	—	—
11:40～	個人面接	1 人約 10 分	—

7 合格発表から採用まで

- (1) この試験に基づく合格者の採用は，原則として令和 3 年 4 月以降に行います。
- (2) 合格者は採用候補者名簿に登録され，採用はこの名簿登録者の中から行います。
- (3) 採用候補者が，公務員として必要な適性を欠くことが明らかとなった場合は，採用候補者名簿から削除されます。
- (4) 採用後 6 ヶ月間は条件附採用となり，この期間内に任命権者が別段の措置をしない場合，正式採用となります。
- (5) 初任給は，採用前の職歴（職種，職務内容及び期間）により決定します。
※例：35 歳で民間企業での勤務経験が 15 年ある場合，初任給約 21 万 6 千円と他に諸手当が支給されます。（諸手当は条件により異なります。）

8 受験上の注意事項

- (1) 試験中は，携帯電話，スマートフォン，その他の携帯端末，電子辞書などすべての電子機器の使用はできません。（時計としても使用できません。）
- (2) 身体に障害があり，試験会場において配慮を必要とする場合は，申込の際に必ず連絡してください。
- (3) 新型コロナウイルス等の感染症対策として，試験当日の朝は検温を行い，37.5℃以上ある場合は受験をご遠慮ください。また，マスクの着用をお願いします。
- (4) 気象警報の発令等，災害の発生が予測される場合は，常時，連絡が取れるよう留意してください。
- (5) 当日は，この試験の他に，職員採用試験（第 2 期）第 2 次試験も行われますので，ご承知おきください。

【お問合せ先】

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小畠 2025 番地

神石高原町役場総務課（人事担当）

電話：0847-89-3330